

防地地（事）第173号
令和3年7月1日
一部改正 防地地（事）第140号
令和6年3月29日

各地方防衛局長 殿

事務次官
(公印省略)

防衛大臣に協議を必要とする事業計画の変更について（通達）

標記について、防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則（平成19年防衛省訓令第80号）第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり定められたので通達する。

記

防衛大臣に協議を必要とする事業計画の変更は、別表の補助事業等の区分の欄に掲げる補助事業等の区分に応じ、それぞれ同表の事業計画の変更の欄に掲げる事業計画の変更とする。

添付書類：別表

協議の対象となる事業計画変更の表

補助事業等の区分	事業計画の変更
(目) 障害防止対策事業費補助金のうち(事項区分)一般障害防止に該当する経費を充てる補助事業等 (目) 施設周辺整備助成補助金のうち(事項区分)一般助成に該当する経費を充てる補助事業等 (目) 道路改修等事業費補助金に該当する経費を充てる補助事業等 (目) 施設周辺整備助成補助金のうち(事項区分)飛行場周辺の移転補償等に必要な経費を充てる補助事業等 (目) 特別行動委員会関係障害防止対策事業費補助金のうち(事項区分)一般障害防止に該当する経費を充てる補助事業等 (目) 特別行動委員会関係施設周辺整備助成補助金のうち(事項区分)一般助成に該当する経費を充てる補助事業等 (目) 特別行動委員会関係道路改修等事業費補助金に該当する経費を充てる補助事業等 (目) 特別行動委員会関係施設周辺整備助成補助金のうち(事項区分)演習場周辺の移転補償等に必要な経費を充てる補助事業等	次の(1)から(8)までのいずれかに該当する場合 (1) 補助事業等の目的の変更 (2) 新たな全体計画調査費又は実施設計費の計上 (3) 主たる構造物(電気設備、通信設備及び機械設備を含む。)の工種、構造、工法等の著しい変更 (4) 補助に係る施設の種別(民生安定施設の助成に係る補助の割合又は額について(防地防第2568号。20.3.7。以下「補助割合通達」という。)別紙第3付表に掲げる種別をいう。)の変更((事項区分)一般助成に該当する経費を充てる補助に係る施設に限る。) (5) 事業の施行場所の大幅な変更 (6) 大幅な追加工事 (7) 防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則(平成19年防衛省訓令第80号)第4条の補助金等の交付についての指示(以下「交付通達」という。)の補助額を超える補助金等の額の増額(支出負担行為計画示達表により示達された科目別の示達額合計の額の範囲内で増額する場合で、増額分が交付通達の補助額の20パーセントに相当する額又は600万円のいずれか低い額を超えない増額(交付通達に示す関連施設ごとの同一事項区分の補助額の合計額に900万円を超える増減を生じない場合に限る。)を除く。) (8) 前各号に類する事業計画の変更
(目) 教育施設等騒音防止対策事業費補助金のうち(事項区分)一般防音に該当する経費を充てる補助事業等 (目) 施設周辺整備助成補助金のうち(事項区分)防音助成に該当する経費を充てる補助事業等 (目) 特別行動委員会関係教育施設等騒音防止対策事業費補助金のうち(事項区分)一般防音に該当する経費を充てる補助事業等 (目) 特別行動委員会関係施設周辺整備助成補助金のうち(事項区分)防音助成に該当する経費を充てる補助事業等	次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合 (1) 補助事業等の目的の変更 (2) 補助に係る施設の種別((事項区分)一般防音に該当する経費を充てる補助に係る施設にあつては、防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱(平成19年防衛省訓令第121号)別表第2に掲げる工事種別、(事項区分)防音助成に該当する経費を充てる補助に係る施設にあつては、補助割合通達別紙第3付表に掲げる種別をいう。)の変更 (3) 大幅な追加工事 (4) 交付通達の補助額を超える補助金等の額の増額(支出負担行為計画示達表をもって示達された科目別の示達額合計の額の範囲内で増額する場合で、増額分が交付通達の補助額の20パーセントに相当する額又は1,000万円のいずれか低い額を超えない増額(交付通達に示す関連施設ごとの同一事項区分の補助額の合計額に2,000万円を超える増減を生じない場合に限る。)を除く。なお、防衛施設周辺防音事業に係る防音機能復旧工事のうち、内装材のアスベスト取替工事については、支出負担行為示達計画表をもって示達された(目)教育施設等騒音防止対策事業費補助金の額の範囲の増額を除く。) (5) 前各号に類する事業計画の変更